

宮崎県企業局庁舎自動販売機設置者募集要項

宮崎県企業局（以下「局」という。）の本庁舎における自動販売機の設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、下記要項を御承知の上、お申し込みください。

記

I 公募事項等

1 公募事項

- (1)自動販売機を設置するための宮崎県企業局有財産の賃貸借（更新なし）
- (2)公募物件
別添「公募物件説明書」記載のとおり。

2 応募資格要件

次に掲げるもの全ての要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により宮崎県が実施する一般競争入札への参加を制限された者でないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (4) 法人の場合は県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること。
- (5) 役員等（法人の場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者を、個人の場合はその者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (7) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する2年以上の実績を有していること。
- (8) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金を滞納していないこと。

II 公募条件等

1 貸付期間

貸付期間は、別添「公募物件説明書」に記載のとおりとします。ただし、局が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他局が必要と認めたときは、貸付契約を解除することがあります。

2 貸付料

設置者が提示した応募価格（税抜額）に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えた額をもって年額貸付料とします。ただし、貸付期間中に消費税等の税率が変動した場合は、局は変動後の税率を適用して、年額貸付料の増額を請求できるものとします。

3 貸付料の納入

年額貸付料は、局が発行する納入通知書により、局が指定する期日までに全額納入してください。

※貸付料には、電気料及び水道料は含みません。

4 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。

なお、設置者は、自動販売機の設置に当たって、電気料を算定するための子メーターを設置者の負担で設置し、貸付料とは別に、局が算定した電気料について、局が指定する期日までに納入してください。

5 貸付面積

貸付面積は、別添「公募物件説明書」記載のとおりとします。

なお、自動販売機及び8(3)に定める使用済容器の回収ボックスは、貸付面積を超えないものを設置し、併せて転倒防止対策講じてください。

6 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種 of 設置に努めてください。

7 使用上の制限

使用に当たっては、貸付契約書の貸付条件のほか、次の事項を遵守してください。

- (1) 貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならないこと。
- (4) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、局の指示に従うこと。
- (5) 販売品目は、別添「公募物件説明書」記載のとおり（缶・ペットボトル・ビン等の密閉式の容器入りの清涼飲料水等）とし、県内で生産された農林水産物（天然水は除く。以下「県内産」という。）を原料として加工した次に掲げる飲料（以下「県産飲料」という。）をいずれか1種類以上取り扱うように努めること。
 - (ア) 県内産の野菜や果実を原料に使用しているもの
 - (イ) 県内産の茶葉を100パーセント原料に使用しているもの

- (ウ) 県内産の生乳を原料に使用しているもの
- (エ) その他県内産の食材を原料に使用しているもの
- (6) 酒類の販売及び標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。
なお、設置後に販売品目を変更する場合は、局と協議を行い、その指示に従うこと。
- (7) 自動販売機の売上本数及び売上金額については、四半期ごとに報告すること。
なお、この報告内容に不正が判明した場合、局は、その設置者の名称を公表できるものとする。

8 維持管理責任

商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が次により行うものとします。

- (1) 盗難等による商品及び自動販売機が汚損又はき損したときは、設置者の負担により速やかに復旧すること。この場合において、局は、設置者の損害について、局の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。
- (2) 商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (3) 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル・ビン等）の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収すること。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等の必要が生じた場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (5) 自動販売機に連絡先を明記し、自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。

9 原状回復等

設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復を行ってください。この場合において、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用その他一切の費用については、局に補償を請求することはできません。

III 応募申込手続

1 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は別添「公募物件説明書」記載のとおりとします。

なお、郵送の場合は書留とし、かつ、「自動販売機設置応募申込書」と明記してください。

2 必要な書類（各1部）

次の書類を提出してください。

- (1) 応募申込書（別記様式第1号）
- (2) 役員等一覧（別記様式第2号）
- (3) 誓約書（別記様式第3号）
- (4) 販売品目一覧（別記様式第4号）

- (5) 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）
 - (6) Iの2(2)に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等を必要とする場合のみ）
 - (7) 県税の納税証明書（県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書類）
 - (8) （法人）法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）
（個人）住民票記載事項証明書
 - (9) Iの2(7)に係る実績を確認できる書類（様式任意）
- ※ (7)及び(8)は、発行後3か月以内の原本に限ります。

3 申込書等の書換えの禁止

応募者は、一旦提出した応募申込書等（添付書類を含む。以下同じ。）の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

4 応募申込みの無効

応募申込みは、次のいずれかに該当すると認められるときは、無効となります。

- (1) 応募資格のない者が応募したとき。
- (2) 応募申込みに関し不正な行為を行ったとき。
- (3) 応募申込書等の氏名、印鑑その他主要な部分について、誤脱又は判読不能なものがあるとき。
- (4) 記名押印を欠くとき。
- (5) 応募申込書等に虚偽の記載を行ったとき。
- (6) 応募者が同一物件について複数の応募申込みを行ったとき。
- (7) 申込期間までに応募申込みがなかったとき。
- (8) 応募に関し、局の担当職員の指示に従わなかったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この「募集要項」に規定する応募に関する条項に違反したとき。

5 その他

書留によらない郵送、電話、ファクシミリ及びインターネットによる応募申込みは行いません。

IV 設置者の決定

1 選定対象者

提出された応募書類の審査を行い、Iの2「応募資格要件」を全て満たしている応募者を選定対象者とします。

2 設置者の選定

選定対象者のうち、局が販売品目の内容等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、局が定めた最低賃付料以上で、最高の価格で応募申込みを行った者を設置者とします。

なお、販売品目の内容等が適当な応募が2者以上ある場合は、当該応募者のもと、くじにより選定します。

3 選定結果の通知

設置者の決定は、3月3日（月）頃を予定しています。設置者の決定後、応募者に選定結果を連絡します。

4 再公募について

各応募者の応募価格が局が定めた最低貸付料に達しなかった場合は、希望者から再度応募申込書を提出していただき、設置者を選定する場合があります。

5 公示

応募者数等の応募状況、設置者名及び決定価格について、局ホームページ等において公表を予定していますので、あらかじめ御了承ください。

6 行政財産貸付申請の手続

自動販売機設置者の選定後、別途指定する期日までに、次の書類を提出していただきます。

- (1) 公有財産借受申請書（局指定様式）
- (2) 設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図
- (3) その他参考となる書類

7 設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手続に応じなかった場合
- (2) 設置者が応募者の資格を失った場合

8 その他

上記のほか、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 貸付手続に関する一切の費用については、設置者が負担すること。
- (2) 設置者の都合による契約の解除は、設置後1年を経過し、かつ、2か月前までに申入れがあった場合は認めるが、契約の解除により局が実施する応募には参加できないこと。

V 問合せ先

宮崎県企業局総務課 総務・管財担当
〒880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号
電話 0985-26-9752

